

平成26年1月から 記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

個人の白色申告の方で事業や不動産貸付などの収入のある、すべての方は、平成26年1月から記帳と帳簿書類の保存が必要となります。

【対象となる人】
営業、農業、不動産、山林などの収入のある人

【記帳する内容】
・売上げなどの収入金額、仕入れや必要経費に関する事項
※記帳は、日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

※所得税の申告が必要ない人（町・県民税の申告のみの人）も対象となります。また、金額の多少にかかわらず対象となりますので、ご注意下さい。

【帳簿・書類の保存が必要なもの及び保存期間】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

所得税の確定申告について

☎ 熊本東税務署 ☎ 369-5566

所得税の還付申告について

熊本東税務署では1月6日頃から還付申告の受付を行っています。
▽会場 熊本東税務署
▽受付時間 9時～16時

自宅で申告書の作成ができます。

所得税の確定申告は、国税庁のホームページで作成できます。申告書を取りに行く必要もなく、ホームページから印刷して、添付書類と一緒に郵送などで熊本東税務署へ提出できます。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

要介護認定者に『障害者認定書』を発行します

☎ 福祉課介護保険係 ☎ 282-1349

要介護認定の状況に応じて『障害者控除対象者認定書』を発行します。

『障害者控除対象者認定書』は、確定申告や町県民税の申告をする場合に、要介護認定高齢者（本人、配偶者、扶養親族）に係る障害者控除の適用が受けられます。介護保険被保険者証・印鑑を持参の上、介護保険係窓口にて申請してください。

なお、身体障害者手帳などを基に障害者控除を受けようとする場合には、この認定書は必要ありませんので、発行を控えさせていただくことがあります。

【対象者】 認定基準日：12月31日

1. 年齢が65歳以上
2. 要介護1～5の要介護認定を受けている
※対象者が年の途中で死亡された場合または出国されている場合は、その死亡日または出国した日が基準日です。

【申請者】

1. 対象者本人
2. 対象者と同一世帯で生計を一にする親族
3. 対象者から認定書の交付に関する委任を受けた人（別居の親族を含む）

≪判定基準および控除額≫

要介護度	控除名	控除額	
		所得税	町県民税
1・2・3	障害者控除対象者	27万円	26万円
4・5	特別障害者控除対象者	40万円	30万円
要支援1・2	控除対象外	0円	0円

2月17日から、申告の受付・相談を行います。行政区ごとに日程を設けていますので、指定された日にお越しください。
申告は、町県民税や国民健康保険税などの基礎になる大切なものです。今年は、平成25年1月から12月までの収入などを申告してください。
申告をしないと、▼所得証明など証明書交付▼保育園や町営住宅の手続き▼国民健康保険税、介護保険料や後期高齢者医療保険料の減額などを受けられない場合があります。

町県民税の申告が必要な人

平成26年1月1日に御船町内に住所がある人で次に該当する人となります。

- ▼営業、農業、不動産、配当などの収入があった人
- ▼給与所得者でほかの収入があった人
- ▼日雇い、パート、アルバイトなどの収入があった人
- ▼年途中で仕事を退職して、再就職していない人（年末調整が未済で控除などの追加がある人）

- ▼年末調整が済んでいない人
- ▼収入がなかった人
- ▼町外に居住している人の扶養親族になっている人
- ▼遺族年金・障害年金など非課税年金を受給している人
- ▼公的年金受給者で社会保険料などの控除を受ける人や年金以外に収入があった人

町県民税の申告が必要ない人

- ▼所得税および復興特別所得税の確定申告をする人
- ▼収入が給与のみで事業主から「給与支払報告書」が御船町に提出されている人（会社に確認ください）
- ▼収入が公的年金のみの方で所得控除の追加がない人

町で受付できない申告

- 次のような確定申告は、熊本東税務署での申告をお願いします。
- ◆住宅借入金等特別控除の申告（初めて申告する人など）
- ◆譲渡の申告（土地・建物・株式等の売却）
- ◆損益通算、繰越損失などの確定申告
- ◆死亡された人の申告（準確定申告）

- ◆確定申告書の控に受付印が必要な人
- ◆確定申告で雑損控除の繰越控除を受ける人

日曜日の申告は2月23日

毎年、日曜日の申告は申告者が多く、長時間お待ちしています。申告は、なるべく行政区の指定日に行ってください。

また、所得税の納税・還付がある人は、熊本東税務署での申告をお願いします。

税理士による申告相談

【期間】
2月24日（月）～2月28日（金）

役場申告会場で、税理士による申告の相談受付をします。税理士の申告相談のみ、指定行政区に限らず、申告を受け付けますので、次に該当する人は、なるべくこの期間に来庁してください。

- ▼確定申告書の作成で質問がある人
- ▼所得税の納税や還付がある人

税の制度が変わります

【町県民税の均等割額が改正されます】

東日本大震災復興基本法に基づき、町県民税が年税額で1,000円（町民税500円、県民税500円）引き上げられます。引き上げ期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間です。

均等割	現在（年間）	平成26年度～平成35年度まで（年間）
町民税	3,000円	3,500円
県民税	1,500円	2,000円
合計	4,500円	5,500円

【復興特別所得税が平成25年分から課税されます】

所得税においても平成25年から平成49年までの25年間、復興特別所得税が課税されます。

詳しくは国税庁ホームページ（個人の方にかかる復興特別所得税のあらまし）をご覧ください。

【平成26年分の申告から適用されるもの】

【給与所得控除の改正（給与所得控除の上限設定）】

平成25年分から、1年間の給与などの収入金額が1,500万円を超える場合、給与所得控除額について、245万円の上限が設けられました。

【町県民税における住宅ローン控除の延長・拡充】

住宅借入金特別控除の適用が延長されます。所得税から控除しきれなかった額は、次の控除限度額の範囲内で町県民税（個人住民税）から控除できます。

【平成26年1月～3月居住の場合】
所得税の課税総所得金額などの5%（控除限度額） 9.75万円

【平成26年4月～平成29年12月居住の場合】
所得税の課税総所得金額などの7%（控除限度額） 13.65万円